



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 新年ご挨拶

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

2015年は広島では被爆70年を迎え、節目の年になっています。今年が皆様にとりまして幸多い年になりますようお祈り申し上げます。私も今年は「明るく元気に」をモットーに頑張りたいと思います。

年始早々ある会社の創立50周年記念祭に参加させていただきました。どの会社も同様ですが、数人で始めた会社が50人、100人と成長し、商いも拡大するには「社是」とか「社訓」というものが根底にあるようです。その会社は「明日ありと思う心の仇桜、夜半に嵐の吹かぬものかは」と親鸞上人の言葉を社是とされていました。社長さんが「今日やらなくても明日があるさという考えでいると、その日の夜に事変が起こって取り返しのつかないことになる。今日やれることは今日やっておくという心がけを大切にやってきた結果が50周年を迎えられた。」とおっしゃっておられました。そして、これから100年にむけて会社の基本である「経営理念」と先を見据える「経営計画」のために、「100年企業プロジェクトチーム」を組織し、今後の計画をしっかりと作り込んでおられました。私共も微力ながら会社発展のためお役に立ちたいと感じました。

吉田労務管理センターは今年もお得意様のために「企業は人なり」の思いを強く持ち、企業内トラブルを未然に防ぎ、安心して働くことのできる職場環境を創るため、より一層の努力をしてみたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

所長 吉田 雅一

## 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布されました。

改正法では、平成27年6月までに、職場の受動喫煙防止対策が努力義務となります。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主
2. 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業種		常時使用する 労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービスなど	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、運輸業、製造業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

※労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

### 3. 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

#### 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる 工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回**とします。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。（1件当たりの申請の上限は200万円）

#### 助成の対象となる措置

1. 一定の基準を満たす**喫煙室**の設置・改修  
※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上
2. 一定の基準を満たす**換気装置**の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）  
※喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、または必要換気量が70.3 ×（席数）m<sup>3</sup>/h以上

#### よくある質問

Q1. 複数の事業場を保有する事業者の場合、中小企業事業主の判断はどうすればよいですか？

→申請対象の事業場だけでなく、企業全体の資本金と労働者数で判断します。  
なお、中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。

Q2. テナントに出店している事業者も申請できますか？

→施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

Q3. 支払い方法として、リース契約を活用した分割払いは可能ですか？

→理由にかかわらず、リース契約による支払いは認めません。また、実績報告までに交付決定された経費を完済できないような分割払いも認めません。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせ下さい。